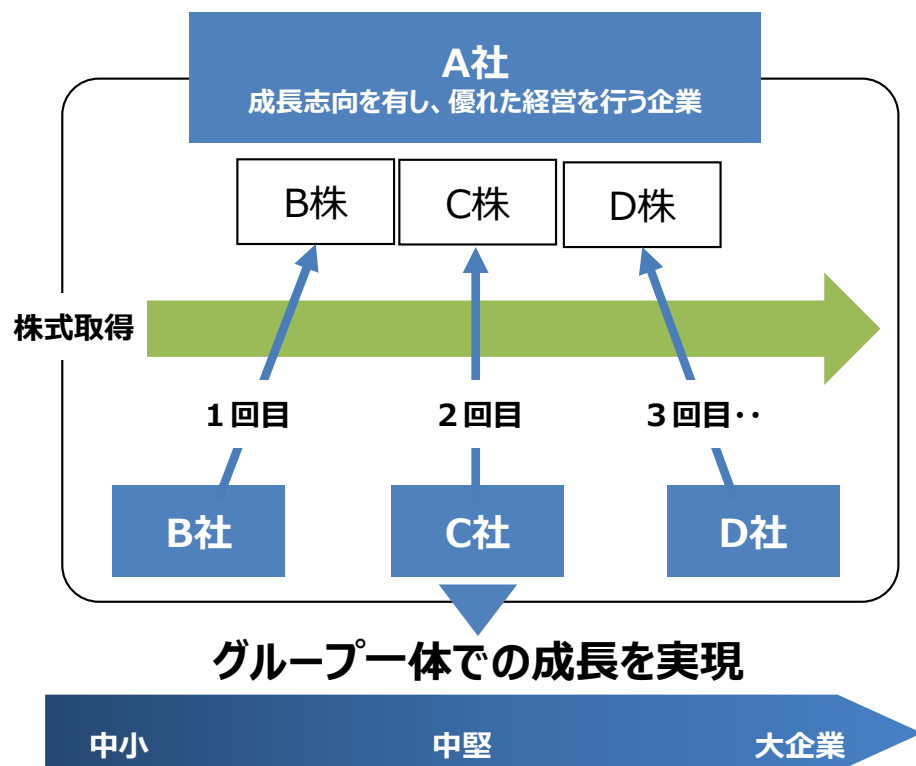


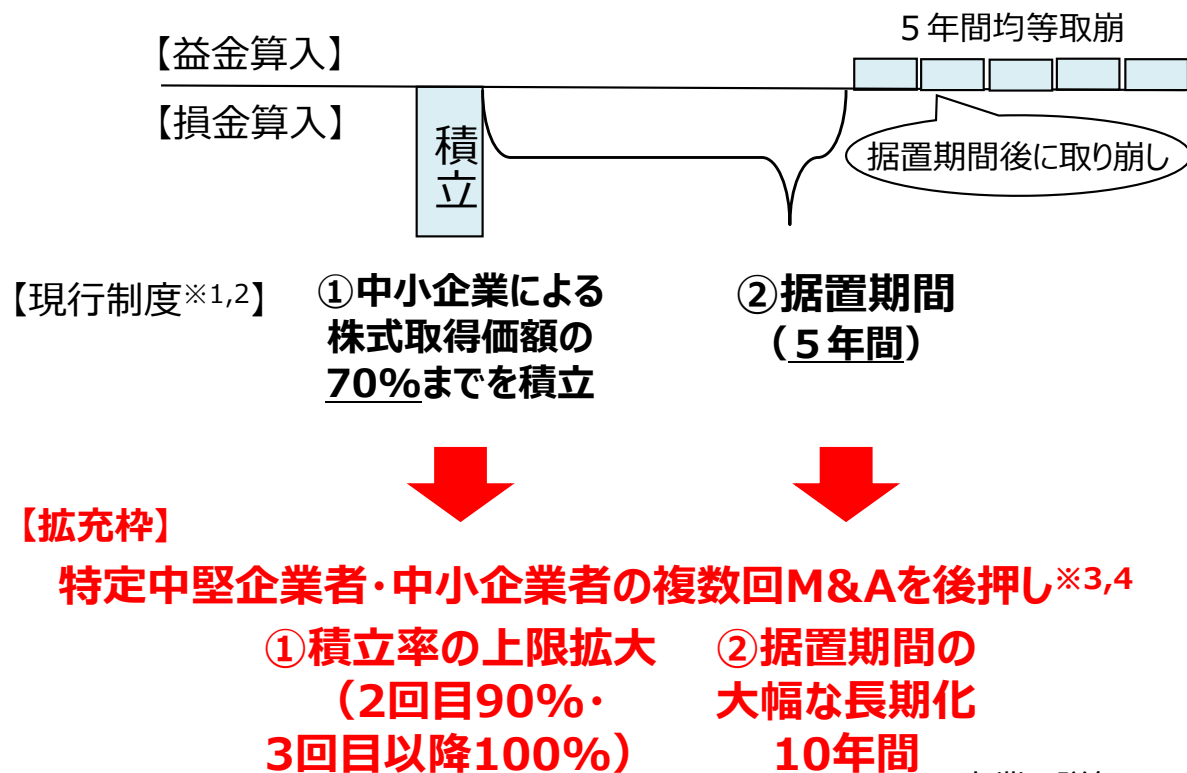
経営資源を集約化し賃上げに繋げるグループ化税制の創設 (中小企業事業再編投資損失準備金の拡充及び延長)

- 成長意欲のある中堅・中小企業によるグループ化を集中的に後押しする観点から、準備金制度を中堅企業も対象に、複数回のM&Aを行う場合の積立率をM&A2回目90%、3回目以降100%に拡大するとともに、据置期間10年に大幅長期化する新たな枠を創設。

<グループ化に向けた複数回のM&A>



中小企業事業再編投資損失準備金 (黒：現行制度、赤：新設枠)



- ※1 認定からM&A実施までの期間を短縮できるよう、計画認定プロセスを見直し。
- ※2 簿外債務が発覚した等により、減損処理を行った場合や、取得した株式を売却した場合等には、準備金を取り崩し。
- ※3 産業競争力強化法において新設する認定を受けることが要件。(拡充枠は過去5年以内にM&Aの実績が必要)
- ※4 中堅企業は2回目以降のM&Aから活用可能。

事業の詳細はこちら
(経済産業省HP)

